4　投資法人が当該投資法人の新投資口予約権を取得する場合には、その取得価額を、増加すべき自己新投資口予約権の額とする。

5　次の各号に掲げる自己新投資口予約権（当該新投資口予約権の帳簿価額を超える価額で取得するものに限る。）については、当該各号に定める価格を付さなければならない。

一　営業期間の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い自己新投資口予約権（次号に掲げる自己新投資口予約権を除く。）　イ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額

イ　当該営業期間の末日における時価

ロ　当該自己新投資口予約権に対応する新投資口予約権の帳簿価額

二　処分しないものと認められる自己新投資口予約権　当該自己新投資口予約権に対応する新投資口予約権の帳簿価額

6　投資法人が自己新投資口予約権の処分若しくは消却をする場合又は自己新投資口予約権の消滅があった場合には、その帳簿価額を、減少すべき自己新投資口予約権の額とする。

7　第一項及び第三項から前項までの規定は、投資口等交付請求権（新投資口予約権以外の権利であって、当該投資法人に対して行使することにより当該投資法人の投資口の交付を受けることができる権利をいう。次項及び第七十二条第四号において同じ。）について準用する。

8　募集投資口を引き受ける者の募集に際して発行する投資口が投資口等交付請求権の行使によって発行する投資口であるときにおける第十六条の規定の適用については、同条中「に定める額」とあるのは、「に定める額）及び第三十一条の二第七項に規定する投資口等交付請求権の行使時における帳簿価額の合計額」とする。

第三十九条第一項に次の一号を加える。

三　新投資口予約権

第三十九条第三項中「法」の下に「第八十条第五項、」を、「第百二十五条第三項」の下に「、第百三十六条第二項若しくは」を、「第百三十七条第三項」の下に「又は第十九条第四項」を加え、同条に次の一項を加える。

7　新投資口予約権に係る項目は、自己新投資口予約権に係る項目を控除項目として区分することができる。

第三編第二章中第四十六条の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権の表示）

第四十六条の二　自己新投資口予約権の額は、新投資口予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新投資口予約権の金額として表示しなければならない。ただし、自己新投資口予約権を控除項目として表示することを妨げない。

第四十八条第二項中「受取利息」の下に「、受取配当金」を加える。

第五十六条第二項に次の一号を加える。

三　新投資口予約権

第五十六条第八項中「評価・換算差額等」の下に「又は新投資口予約権」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　新投資口予約権に係る項目は、自己新投資口予約権に係る項目を控除項目として区分することができる。

第五十八条中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　資産の運用の制限に関する注記

第六十二条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　当該投資法人の自己投資口の消却の状況

第六十三条に次の一号を加える。

四　海外不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第百五条第一号ヘに規定する海外不動産保有法人をいう。以下同じ。）の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に同令第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を有し、又は有していた場合における当該海外不動産保有法人ごとの株式又は出資の売却損益及び受取配当金

第六十四条に次の一号を加える。

三　当該営業期間の末日における当該投資法人が発行している新投資口予約権（法第八十八条の二第三号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該投資法人の投資口の数

第六十六条の三の次に次の一条を加える。

（資産の運用の制限に関する注記）

第六十六条の四　令第百十六条の二に定める場合において、海外不動産保有法人の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を有する場合における当該海外不動産保有法人に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一　当該海外不動産保有法人の株式の取得額の総額又は出資の総額

二　当該登録投資法人の資産に属する当該海外不動産保有法人の株式又は出資の数又は額の当該海外不動産保有法人の発行済株式又は出資の総数又は総額に対する割合

三　当該海外不動産保有法人の貸借対照表及び損益計算書における次に掲げる項目の金額

イ　貸借対照表項目（流動資産合計、固定資産合計（投資不動産（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第三十三条に規定する投資不動産をいう。）合計についても記載すること。）、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計その他の重要な項目をいう。）

ロ　損益計算書項目（売上高、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額その他の重要な項目をいう。）

第七十二条に次の一号を加える。

四　投資法人の新投資口予約権及び投資口等交付請求権に関する重要な事項

第七十三条第一項中第二十二号を第二十四号とし、第八号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八　海外不動産保有法人の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百二十一条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を有する場合には、当該海外不動産保有法人ごとに次に掲げる事項

イ　当該海外不動産保有法人の組織形態、目的、事業内容及び利益の分配方針

ロ　当該海外不動産保有法人の資産に属する当該海外不動産保有法人の株式又は出資の数又は額の当該投資法人の発行済株式又は出資の総数又は総額に対する割合

ハ　当該海外不動産保有法人の発行済株式又は出資の総数又は総額に対する割合

ニ　当該海外不動産保有法人が所在する国における配当に係る規制の内容

九　前号に規定する場合において海外不動産保有法人が有する不動産に関する次に掲げる事項

イ　当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項

ロ　物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。）

ハ　当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資法人の営業期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

ニ　当該投資法人の営業期間中における売買総額